

日本トランペット協会会則

1. **名称** 本協会の名称を、日本トランペット協会（Japan Trumpeters' Association、略称JTA）と称す。
2. **所在地** 本協会の本部を東京都に置く。
3. **目的** わが国のトランペット界の向上発展と、内外トランペッターの相互の友好親睦を目的とする。
4. **事業** 本協会は前条の目的達成のため次の事業を随時実施する。
 - (1) 会報、音楽界ニュース、会員名簿の発行。
 - (2) 研究資料、研究報告、文献、楽譜等の翻訳、校訂、監修、出版及びCD、音源等の蒐集。
 - (3) 音楽会、講習会の主催及びその後援、助成。
 - (4) 各地講習会への講師の紹介等、トランペット、ホルネット、フリューゲルホーンに関する総てのコンサルタント事業。
 - (5) コンクールの開催。
 - (6) 海外トランペッター及びその協会、団体、個人との交流と、その招聘。
 - (7) その他、本協会の目的達成のために必要な総ての事業。
5. **会員** 本協会の趣旨に賛同し、規定の入会金、会費を納入した者を会員とし、次の基準を置く。
 - (1) A会員：一般。
 - (2) B会員：大学院生、大学生、高校生、専門学校生。
 - (3) C会員：小中学生。
 - (4) 名誉会員：わが国のトランペット界に功績があり、常任理事会より推薦された者。会費及び臨時会費は徴収しない。
 - (5) 終身会員：本協会に会員として10年以上所属し、常任理事会より推薦された70歳以上の者。会費及び臨時会費は徴収しない。
 - (6) 賛助会員：本協会の趣旨に賛同し、規定の賛助会費を納入した個人、団体、及び企業等。
6. **退会** 会員が死亡した時、自ら退会を届け出た時、協会の名誉を傷つけたり、損害を与えたりした場合、会員の資格を失う。
7. **役員** 本協会には次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事長 1名
 - (4) 副理事長 1名
 - (5) 常任理事 若干名

8. 理事 本協会に若干名の理事を置く。
9. 顧問 本協会に若干名の顧問を置く。
10. 監事 本協会は1名の監事を置く。
11. 任免 本協会の役員等の任免は下記の規定によって行なう。
- (1) 役員は常任理事会により推薦されたA会員の中から総会出席者の過半数の信任を得て選出される。
 - (2) 理事は常任理事会がA会員の中から委嘱し、会の円滑な運営を補佐する。
 - (3) 役員及び監事の任期は2年とし、再選を妨げない。役員及び監事は、任期中の最終の会計年度に係る総会までその任にあたる。但し任期の途中にあっても、役員及び監事が自ら退任を申し出た場合は、総会出席者の過半数の賛成を得てその任を解くことができる。
 - (4) 常任理事会は運営の円滑を計るため、事務局を設置する。
 - (5) 顧問は常任理事会が依頼し、任期は無期、会費及び臨時会費は徴収しない。
 - (6) 関連企業の社員は、役員、理事に選出もしくは委嘱されない。
 - (7) 監事は常任理事会より推薦された者の中から総会出席者の過半数の信任を得て監事は常任理事会より推薦された者の中から総会出席者の過半数の信任を得て選出される。
12. 運営 本協会はA会員によって運営される。
- (1) 総会：毎年1回一定時期に会長が招集する。会長は必要に応じて随時臨時総会を招集することができる。但し常任理事会は会長に対して総会の開催を要請することができる。
 - (2) 常任理事会：会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事によって構成され必要に応じて随時開催する。
 - (3) 事務局：会長に直属し、総会及び常任理事会の決定に基き会務を執行する。
 - (4) 監事：本協会の会計を監査する。
13. 会計 本協会は会員の納入する会費、その他で運営され、一旦納入された会費は理由のいかんにかかわらず一切返却しない。
- (1) 会計年度：本協会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
 - (2) 決算：決算は、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

附記

- (1) 本協会の運営の細目については、常任理事会が決定する。
- (2) 会則及び規約の改正については、総会の席上で審議し、A会員の出席者の過半数の賛成を必要とする。
- (3) 本会則は1982年10月31日より効力が発生する。

(1994年7月 2日改正)

(1998年6月21日改正)

(2000年7月 8日改正)

(2011年6月24日改正)

(2017年6月 9日改正)

(2018年6月 8日改正)

(2022年7月31日改正)

日本トランペット協会会則

新旧対照表

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
<p>7. 役員 本協会には次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名 (2) 副会長 <u>2</u> 名 (3) 理事長 1 名 (4) 副理事長 <u>2</u> 名 (5) 常任理事 若干名</p>	<p>7. 役員 本協会には次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 名 (2) 副会長 <u>1</u> 名 (3) 理事長 1 名 (4) 副理事長 <u>1</u> 名 (5) 常任理事 若干名</p>
<p>附 記</p> <p>(1)本協会の運営の細目については、常任理事会が決定する。</p> <p>(2)会則及び規約の改正については、総会の席上で審議し、A会員の出席者の過半数の賛成を必要とする。</p> <p>(3)本会則は<u>昭和 5 7 年 1 0 月 3 1 日</u>より効力が発生する。</p> <p>(平成 <u>6</u> 年 7 月 2 日改正) (平成 <u>1 0</u> 年 6 月 2 1 日改正) (平成 <u>1 2</u> 年 7 月 8 日改正) (平成 <u>2 3</u> 年 6 月 2 4 日改正) (平成 <u>2 9</u> 年 6 月 9 日改正) (平成 <u>3 0</u> 年 6 月 8 日改正)</p>	<p>附 記</p> <p>(1)本協会の運営の細目については、常任理事会が決定する。</p> <p>(2)会則及び規約の改正については、総会の席上で審議し、A会員の出席者の過半数の賛成を必要とする。</p> <p>(3)本会則は<u>1 9 8 2 年 1 0 月 3 1 日</u>より効力が発生する。</p> <p>(<u>1 9 9 4</u> 年 7 月 2 日改正) (<u>1 9 9 8</u> 年 6 月 2 1 日改正) (<u>2 0 0 0</u> 年 7 月 8 日改正) (<u>2 0 1 1</u> 年 6 月 2 4 日改正) (<u>2 0 1 7</u> 年 6 月 9 日改正) (<u>2 0 1 8</u> 年 6 月 8 日改正) (<u>2 0 2 2</u> 年 7 月 3 1 日改正)</p>

以上